第7号議案

愛南町個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛南町個人情報保護条例(平成17年愛南町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第12条第1項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

引用する法律の改正に伴い条文を改正するため。

行

第1条 略

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語|第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報であって、次 のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電 磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方 式をいう。)で作られる記録をいう。以下同 じ。)に記載され、若しくは記録され、又は 音声、動作その他の方法を用いて表された一 切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第58号)第2条第3項に規定する個人識別符 号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以 下同じ。)により特定の個人を識別すること ができるもの(他の情報と照合することがで き、それにより特定の個人を識別することが できることとなるものを含む。)

イ略

(2)、(3) 略

(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法 人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護 に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同 じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地 方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条 第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以 下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及 び事業を営む個人をいう。

(5)~(10) 略

第3条~第11条 略

(委託に伴う措置等)

以外のものに委託(地方自治法

第244条の2第3項の規定による指定を含む。 以下同じ。)をしようとするときは、保有個人情報 を保護するために必要な措置を講じなければなら ない。

2、3 略

以下 略

改 案 正

第1条 略

(定義)

- の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報であって、次 のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電 磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方 式をいう。)で作られる記録をいう。以下同 じ。)に記載され、若しくは記録され、又は 音声、動作その他の方法を用いて表された― 切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項 に規定する個人識別符

号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以 下同じ。)により特定の個人を識別すること ができるもの(他の情報と照合することがで き、それにより特定の個人を識別することが できることとなるものを含む。)

イ略

(2)、(3) 略

(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法 人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項

に規定する独立行政法人等をいう。以下同 じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地 方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条 第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以 下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及 び事業を営む個人をいう。

(5)~(10) 略

第3条~第11条 略

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関 以外のものに委託(地方自治法(昭和22年法律第67 **号)** 第244条の2第3項の規定による指定を含む。 以下同じ。)をしようとするときは、保有個人情報 を保護するために必要な措置を講じなければなら ない。

2、3 略

以下 略